

令和2年12月3日

〒604-8176

京都市中京区両替町通姉小路上る龍池町 423-1

株式会社 黛

代表取締役 杉原 淳 殿

首都圏青年ユニオン連合会

福岡県福岡市南区大橋4丁目3-5

執行委員長

組合員



団体交渉申入書

貴殿からの、令和2年11月26日付け「回答書」につき、以下の通り回答させていただきます。

まず、上記書面によると、貴殿は当組合が「労働組合法の適用がある労働組合（法適合組合）」ではないと主張し、そのことを理由として当組合との団体交渉を拒否されておられます。

しかし、そもそも法適合組合であるか否かは、「個別の労働紛争」につき、その「紛争の時点（救済申立の時点）」で労働組合法上の救済申立をする資格があるか否かを判断するものであり、貴殿との「団体交渉」において当事者たる資格を有するか否かとは、全く関係ありません。

また、令和2年11月20日付け「XXXXXXXXXX」の労働組合加入通知兼団体交渉申入書兼要求書」記載の通り、団体交渉は、経済的弱者である労働者が、団結することによって経済的強者である使用者と対等の関係に立ち、その代表者を通じて自己の労働条件その権利の実現を図るものであり、憲法28条によって保障されています。加えて、この憲法28条は、「勤労者の」団体交渉をする権利を保障すると規定しており、団体交渉の主体を「労働組合」に限定していないことから、「法適合組合」ではない団体であっても憲法28条の団体交渉については労働者側の当事者となる事が出来ることは、争いのない事実です。

つまり、「救済申立」にかかる判断と、「団体交渉への応答」に関する判断は全く別物であり、貴殿には憲法上の要請として当組合からの団体交渉申込に対し誠実に対応すべき「誠実交渉義務」が存在することから、貴殿におかれましては、速やかに団体交渉申込につき受諾くださいますよう、お願い致します。

なお、貴殿が熱望されている「(当組合が) XXXXXXXXXX」より委託を受け、当社に対する未払賃金請求に関する交渉等の任に当たられることの権限を有しておられることにつき、相応の資料」とは、一体、どのような団体が発行する、どのような資料になりますでしょうか。

上記でもご説明させていただきました通り、法適合組合ではない場合でも、貴社には団体交渉に誠実に応じる義務が存在するところ、そもそも、「労働組合該当性」を示すべく発行されるような制度が日本には存在しないため、貴殿が、一体何を根拠に、どのような「資料」を求められているのか理解出来ず、当組合と致しましても苦慮しております。

当組合と致しましては、貴殿のご要望に可能な限りお答えしたいと考えておりますことから、「一体どのような法令を根拠に、法適合組合であることを証明しろと要求しているのか」「どの行政機関が発行する何という証明書が必要なのか」を具体的にお教え頂ければ幸いです。具体的にお教え頂きましたら、すぐに取得してお送りさせていただきます。

最後に、当該申入に対する回答及び、前回令和2年11月20日書面において申し込ませていただきました団体交渉申込に対する受諾の可否につきましては、令和2年12月11日（金曜日）までに、当組合メールアドレス XXXXXXXXXX に書面データのPDFファイルを添付する方法又は書面にてご連絡下さい。

貴殿におかれましては、使用者企業と労働組合との間で交渉を行う以上、本件が単なる労働紛争ではないことを重々ご理解いただいた上で、是非とも誠実なご対応をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

以上